平成２６年度第１回

茨城県都市計画審議会議事録

日　時　　平成２６年１０月７日（火）午後１時３０分から
場　所　　水戸市笠原町９７８番６
　　茨城県庁舎１１階　１１０２共用会議室

Ⅰ　会議の日時及び場所

１　日時　平成２６年１０月７日（火）
　　午後１時３０分から午後２時５０分まで

２　場所　水戸市笠原町９７８番６
　　茨城県庁舎１１階　１１０２共用会議室

Ⅱ　出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名

別記名簿のとおり

Ⅲ　議題

別記付議案一覧のとおり

Ⅳ　委員の変更

市町村の議会の議長を代表する者について小貫和通委員に，関係行政機関の委員について寺田早苗委員，末松広行委員，畠山一成委員，又野己知委員及び越智繁雄委員に委嘱したことが報告された。

Ⅴ　議事

１　議事の公開

都計諮問第１号の公開が決定された。

２　議事録署名人の氏名

議長から議事録署名人として大津委員と谷口委員が指名された。

３　議案審議

都計諮問第１号　「笠間市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について」

【都計諮問第１号　「笠間市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について」】

○議長　それでは審議を始めたいと思います。都計諮問第１号につきまして，事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局　建築指導課でございます。よろしくお願いいたします。それでは，都計諮問第１号　笠間市における廃棄物処理施設の位置に関する都市計画上の支障の有無について，ご説明いたします。お手元の付議案１ページ図面１－１，１－２と，あわせて正面のスクリーンをご覧ください。

初めに，建築基準法第51条の規定でございますが，産業廃棄物処理施設は原則として，敷地の位置が都市計画において決定しているものでなければ建築できない施設となります。本案件につきましては，敷地の位置が都市計画において決定されていませんので，建築に当たっては，建築基準法第51条のただし書きの規定により，本審議会の議を経て，特定行政庁である茨城県知事の許可が必要となるため，本審議会にお諮りするものでございます。

建築基準法の規定により許可が必要となる産業廃棄物であるがれき類の破砕施設は，１日当たりの処理能力が５トンを超えるものとなります。本案件の計画施設は，がれき類の破砕やその他の産業廃棄物の破砕を行うものであり，その処理能力が１日当たり888トンでありますことから，建築基準法第51条の許可が必要となる施設に該当いたします。

次に計画の概要でございますが，許可申請者は，栃木県宇都宮市に本社を置く株式会社オーリス代表取締役社長青木英久でございます。主に砕石の製造，販売を行っている事業者でございます。

施設としましては，建築解体工事や道路建設工事から発生するがれき類及びコンクリート工場から発生するコンクリートくずを破砕処理し，再生砕石として再資源化を行うものでございまして，その破砕処理施設を設置するものでございます。

事業の経過でございますが，昭和44年から当砕石工場において砕石の製造，販売を開始しておりまして，その後，平成11年より，産業廃棄物処分業の許可を受け，建築解体工事などで発生するがれき類等の産業廃棄物の再資源化を行っております。

平成13年の法改正により，がれき類の破砕施設が建築基準法第51条の許可の対象となり，また，平成16年にこの区域が都市計画区域になったことから，敷地の位置の変更や処理能力の変更などが行われる場合には，許可が必要となりました。

このたび，現在の破砕施設の設置位置が，本業であります砕石事業の岩石採掘におきまして不都合な位置となりましたことから，砕石工場内において移設するものでございます。この移設によりまして処理施設の敷地の位置が変わりますことから，許可が必要になるものでございます。

なお，今回の移設により受け入れる廃棄物の量や種類の変更は，特にございません。

それでは，本案件の位置についてご説明いたします。スクリーンの中央，赤色でお示ししたところが計画地のある笠間市でございます。そして，左側の拡大図の赤い丸が計画施設の位置となります。笠間市の北西，栃木県との県境に近い場所に位置しております。

それでは，赤枠の区域を拡大いたします。画面の上が北となります。スクリーンの中央，赤色でお示しするところが今回の計画施設の位置でございまして，青い破線で示した既設砕石工場の敷地内になります。付近の主要な道路につきましては，県道鶏足山片庭線，県道宇都宮笠間線がございます。

次に，計画施設の付近を拡大いたします。方位が変わりまして，画面の右側が北方向になります。スクリーン左上にありますのが県道鶏足山片庭線でございます。計画地は，非線引き都市計画区域の用途指定のない区域でありまして，建ぺい率60％，容積率200％と指定されております。敷地の面積は8,580平方メートルになります。画面右側の紫色で示しております位置に現在の破砕機がございますが，赤色で示しております申請地に今回移設するものでございます。

次に，本案件の配置計画についてご説明いたします。引き続き，画面の右側が北となります。

まず，オレンジ色の点線で示しておりますのが，がれき類の破砕を行います破砕機でございます。また，今回の廃棄物処理事業に伴う計画施設の建築物は，鉄骨造・平屋建ての「部品庫」と鉄骨造・平屋建ての破砕機の「操作室」の２棟となりまして，破砕機の北側に緑色で示しているものになります。こちらの２棟の延べ床面積は，合計で４平方メートルとなっております。

次に，排水処理計画についてご説明いたします。今回計画の処理施設から発生する汚水及び雑排水は，特にございません。雨水につきましては，敷地内に設けられました排水溝から沈砂池油水分離槽を経由して，砕石場の敷地内の既設排水路へ接続いたします。既設排水路を経由した雨水は，笠間市管理の水路へ放流されまして，その水路は片庭川に接続されております。

次に，廃棄物の処理の流れについてご説明いたします。

廃棄物を搬入する車両は，スクリーン左上の出入り口から進入し，砕石工場の場内通路を通行して，トラックスケールで計量を行います。その後，搬入車両は，廃棄物処理施設の区域内に進入いたします。処理施設の区域内におきましては，搬入車両はスクリーン右上の出入り口より進入し，その後，廃材置き場へ廃棄物を荷おろしいたします。荷おろし後，搬入車両は場外へ通路へ戻りまして，トラックスケールで計量を行い，場外へ出ます。

続きまして，処理工程を説明いたします。

受け入れた廃棄物は，廃材置き場から重機にて破砕機に投入することになります。この処理施設の区域は，投入位置と破砕機の設置された場所に

高低差がありますので，その高低差を利用し，破砕を行います。

投入された廃棄物は，１次破砕により破砕した後，ベルトコンベアーで移動させ，選別機を通して規定の大きさになったものは，再生砕石として製品化されます。サイズが大きなものは２次破砕が行われ，再度選別されるという流れが繰り返されます。なお，コンクリートがらに含まれます鉄筋等の金属くずにつきましては，処理工程中の金属除去機において除去し，売却されます。

これらの処理施設は，砕石製造プラントも兼ねておりまして，廃棄物の中間処理として稼働するのは，一月当たり６日程度となっております。一月当たりの計画処分量は，1,500トン程度を見込んでおります。再資源化されました再生砕石は敷地内に保管され，こちらの搬出車両出入り口を使用して搬入時と同様の場内通路を通行して搬出されます。

次に，計画地の周辺における廃棄物の搬入・搬出のルートについてご説明いたします。画面は，上が北に変わります。

申請地は，スクリーン中央上部の位置になります。ルートとしましては，水戸方面，桜川方面からは，国道50号を通行しまして，そこから県道宇都宮笠間線，県道鶏足山片庭線を通行するルートになります。また，栃木県からの通行経路は，県道宇都宮笠間線から県道鶏足山片庭線を通るルートになります。

次に，今回の計画処理施設による周辺交通への影響についてご説明いたします。

こちらは，前面道路，県道鶏足山片庭線の交通量でございます。廃棄物の運搬時間は午前８時から午後４時までとなっておりまして，この時間の処理施設からの搬入・搬出に係る交通量は，合計で24台でありました。この時間の県道の交通量は999台でありましたので，処理施設への搬入・搬出の車両の占める割合は2.4％との結果でございました。この結果から，今回の計画による周辺交通に対して影響は少ないものと考えております。

次に，都市計画関係についてでございますが，本案件につきましての市の都市計画マスタープランの将来都市像におきまして，支障となる都市利用構想等はございません。また，今回の計画に当たっては，笠間市長から，都市計画上支障がない旨の意見書が提出されております。

さらに，周辺住民への対応状況でございますが，笠間市の立ち会いのもと，環境の保全などについて住民と協定を結んでおりますことをご報告いたします。

都計諮問第１号の概要は以上でございますが，引き続き，生活環境部廃棄物対策課より，生活環境影響調査の結果についてご説明させていただきます。

○事務局　廃棄物対策課でございます。本日はよろしくお願いいたします。

本申請には，生活環境影響調査を実施しておりますので，株式会社オーリスの事業計画に係る生活環境影響調査の結果の概要につきまして，ご説明させていただきます。

本生活環境影響調査は，当該中間処理施設の設置における周辺環境への影響について予測評価を行ったものでございます。

施設の概要ですが，先ほどと重複いたします。現状の処理能力は，８時間使用で2,080トン/日で，コーンクラッシャー１台，移設後新設ということになりますが，処理能力888トン/日で，ジョークラッシャー１台，コーンクラッシャー１台ということになっております。

こちらは，環境への影響について予測評価を行った項目ということで，その結果を示しております。施設の稼働，車両の通行及び施設の排水について予測評価をしており，項目につきましては，大気質，騒音，振動，水質等，４項目でございます。なお，悪臭に関する作業は行いませんので，悪臭に関する予測評価は行っておりません。

予測位置でございますが，近隣の住民及び市道との隣接地，図によると左の端になりますけれども，施設から450メートル程度離れたところで予測しております。中間処理施設の周辺を対象としております。

施設のまず稼働につきましてですけれども，施設の稼働につきましては，粉じんと騒音，振動について予測評価をしております。

まず，粉じんですけれども，粉じんにつきましては，現状ですけれども敷地の境界で0.16ミリグラム/立方メートルと，基準値の1.5ミリグラム/立方メートルに対して十分小さい状態であり，設置する設備の規模からも，粉じんが大幅に増加するとは考えられないと予測されます。したがって，敷地境界での値はほぼ変わらないものと予測されております。

続きまして騒音です。騒音につきましては，現状では敷地境界で55デシベルと基準値である朝の60デシベル，昼の65デシベルを下回っております。ジョークラッシャー１基が増設され，評価地点への距離も短くなるところでございますが，現状の騒音レベル55デシベル，全てが運搬に要する車両のものと仮定いたしましても，敷地境界での騒音レベルはほぼ変わらないものと予測され，0.1デシベル増ということで計算されております。予測評価としてはほぼ変わらないということで評価しております。

続きまして振動ですが，振動につきましては，現状で敷地境界30デシベル未満と，基準値である70デシベルを下回っております。ジョークラッシャー１基が増設されて評価地点の距離が同じく短くなりますけれども，移設後の敷地境界における騒音レベルも30デシベル未満，もしくはそれ以下という計算となるため，騒音レベルはほぼ変わらないということで評価しております。

続きまして，車両の通行につきましてですけれども，車両の通行につき

ましては，浮遊粒子状物質，二酸化窒素，騒音，振動を予測評価しております。まず，浮遊粒子状物質ですけれども，これにつきましては，市道沿いにおける浮遊粒子状物質が，現状で１時間値で最大0.094ミリグラム/立方メートルと，環境基準の１時間値である0.2ミリグラム/立方メートル，１日平均にしますと，0.1ミリグラム/立方メートルが環境基準でございますが，これに対して十分低い値でございます。オーリス社の運搬車両の台数は増加しないということですので，敷地境界での浮遊粒子状物質の値は変わらないものと予測されております。

次に二酸化窒素ですけれども，市道沿いにおける現在の二酸化窒素は，１時間値で最大0.008ppm，環境基準である0.06，一桁違うんですけれども，0.06ppmに対しまして十分小さい値でございます。これも先ほどと同じように，オーリス社の運搬車両の台数が増加しないということから，敷地境界での二酸化窒素の値は変わらないものと予測されます。

続きまして，騒音と振動ですけれども，一緒にご説明させていただきます。これにつきましても，オーリス社の運搬車両の台数が変わらないということから，騒音・振動に及ぼす影響はほぼ変わらないということで，現状と変わりはないということで評価，予測されております。

施設の排水でございますけれども，施設の排水の排出につきましては，放流する雨水の水質への影響を予測しております。まず降雨による流出量ですけれども，今回の計画の集水区域，流出係数は変わらないということで，流出量も変わらないと予測されます。

続きまして，土砂等懸濁物質の流出量，これも流出量に変化がないということで，懸濁物質の流出量も変わらないと予測されます。

続きまして，中間処理施設の雨水を処理する３号沈砂池の必要面積と施設能力なんですけれども，必要面積につきましては，３号沈砂池は2.3倍の面積を有しており，処理能力も問題なく処理できるということで評価しております。

続きまして，浮遊粒子状物質及びその他の水質項目ということで評価の対象にしておりますけれども，これらにつきましては，現状がやはり変化がないものと予測されますけれども，岩の質や廃棄物の性状，外から運ばれる廃棄物もございますので，こういったものの性状を確認するために，年１回の水質調査を実施することとしております。

最後に総合評価ですけれども，今回の事業計画につきましては，生活環境への影響は小さく，特段の問題はないものと判断されるというのが総合評価でございます。

以上です。

○事務局　都計諮問第１号の説明は以上でございます。ご審議のほど，よろしくお願いいたします。

○議長　ありがとうございました。それでは，ただいまの都計諮問第１号につきまして，ご意見，ご質問ございましたらお願いいたします。
○Ａ委員　まず，土地利用計画図という図面をちょっと出していただけますか。この図面によりますと，階段状のものが書いてありますが，これは石を取った跡なのでしょうかね。これはくぼみになっているんですか。
○事務局　この奥のですか。
○Ａ委員　ええ，砕石機と書いてあるでしょう。そう，それ。
○事務局　ご指摘のとおり，石を取った後の，計画の形になります。
○Ａ委員　そうすると，ここは大分山の中のようですが，この辺の最寄りの人家というのはどこにあるんですか。
○事務局　人家につきましては，ちょうど鶏足山片庭線，左上の道路の出入り口というところの近くに６戸ほど住宅がございます。
○Ａ委員　なるほどね。じゃ，この辺にはこの集落以外には家らしいものはないんですかね。
○事務局　さらにそこから左側に50号の道路があるんですけれども，そちらに行く途中に幾つか人家がございます。
○Ａ委員　なるほど。これで現在の砕石工場も操業しているんでしょう。
○事務局　操業しております。砕石等も兼ねてやっております。
○Ａ委員　そうすると，現在の砕石の機械とそれから今度の新設の破砕機が同時に動いた場合の騒音というのはどうなんですかね。調査したりしたのでしょうか。まだ稼働していないからはっきりはしないと思うんですが，どうなんですかね。
○事務局　現状の採石場にもっと処理能力が大きい施設がございまして，それの評価は廃棄物処理施設としてではございませんので，今回の評価では対象としておりません。移設する施設について評価をしたということで，私は報告させていただきました。その点ご理解いただきたいと思います。
○Ａ委員　騒音が倍になるとか，そういうことはないと考えてよろしいんですね。
○事務局　現在としても，移設する前にこういった今回の処理施設がございますので，基本的にふえるということはございません。
○議長　ほかにございますか。
○Ｂ委員　交通量のほうの確認なんですが，今回のがれき類の破砕が加わることによって，プラスになる台数って，先ほどの24台というのは，これまでのも合わせて24台ですか。それとも，24台プラスになるという意味じゃないですよね。
○事務局　これは，現在移設前に行っている処理施設に対しまして計測し

た台数になります。実測値になります。

○Ｂ委員　じゃ，新たに何台ぐらいふえるかというのは，先ほど聞いたらがれき類の処理に関しては１カ月で６日ぐらい稼働というふうに。新たに結局，がれき類がふえることによっての稼働が１カ月のうち６日ぐらいで，1,500トンぐらいの処理というふうにおっしゃっていたような気がするんですが，そうすると，新たにトラックがふえる。数というのはそんなには大した数にはならないと解釈してよろしいのでしょうか。

○事務局　それはちょっと私が説明不足だったのかもしれないんですけれども，新たにふえることはなくて，現状，砕石事業とも兼ねていまして，実際，この廃棄物処理として稼働するのは１カ月当たり６日程度というような説明です。すみません。ですから，新たにはふえないので，基本的には現状と変わりません。

○Ｂ委員　じゃ，交通量的には現況と余り変わらないということですね。

○事務局　はい，変わりません。

○Ｂ委員　作業時間が８時から16時というふうなお話だったと思うんですけれども，現状と変わらないと今回の審査対象にならないのかもしれないんですけれども，この鶏足山片庭線でしたか，ここというのは結構道幅が狭いところがいっぱいありますよね，たしか。行って，結局は必ず戻っていたんですよね。行って，戻って，という形でしか搬入搬出できませんよね。通過台数じゃないですよね。

　そうすると，やっぱりそこの県道宇都宮笠間線に行くまで，集落が結構あって危ないところなので，やはりちょっとその辺もあわせてよく気をつけていただきたいなというのが感想なんですけれども。特に夕方16時だったら16時できちっと終わればいいんですけれども，それがある程度時間が食い込むとかそういうことも往々にして考えられると思いますので，その辺の就業の時間とかそういったものはきちっと守っていただきたいなという気がします。

○事務局　参考までなんですが，一応この辺の交通安全の徹底につきましては地元住民と協定を結んでおりますので，今日，委員のご指摘あった部分も，事業者のほうには伝えてまいりたいと思います。

○Ｂ委員　ありがとうございます。

○議長　ほか，ございますか。よろしゅうございますかね。それでは，ご意見がないようでございますので，ただいまの都計諮問第１号につきましては，支障なしということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長　ありがとうございます。

○議長　それでは，都計諮問第１号につきましては，支障なしといたしまして，本日付をもちまして知事に答申をいたします。ありがとうございました。

－　閉　会　－

平成２６年度第１回茨城県都市計画審議会　委員出席状況

組　織	職　名	氏　名	出　欠
学識経験のある者	弁護士	大　津　晴　也	出　席
	筑波大学システム情報系社会工学域教授	谷　口　　守	出　席
	茨城大学名誉教授	山　形　耕　一	出　席
	一級建築士	中　﨑　妙　子	出　席
	茨城県農業会議会長	葉　梨　　衛	欠　席
	茨城県経営者協会顧問	川　又　　諭	出　席
	茨城県バス協会会長	米　川　公　誠	出　席
市町村長を代表する者	守谷市長	会　田　真　一	欠　席
	大洗町長	小　谷　隆　亮	欠　席
県議会の議員	茨城県議会議員	桜　井　富　夫	欠　席
	茨城県議会議員	西　條　昌　良	欠　席
	茨城県議会議員	田　山　東　湖	欠　席
	茨城県議会議員	飯　塚　秋　男	欠　席
	茨城県議会議員	細　谷　典　幸	欠　席
	茨城県議会議員	長谷川　修　平	出　席
市町村の議会の議長を代表する者	水戸市議会議長	田　口　文　明	出　席
	茨城町議会議長	小　貫　和　通	出　席
関係行政機関の職員	関東財務局水戸財務事務所長	寺　田　早　苗	代理　管財課長 田中　秀
	関東農政局長	末　松　広　行	代理　農村計画部農村振興課課長補佐 佐藤　榮一
	関東経済産業局総務企画部長	畠　山　一　成	代理　総務企画部企画課課長補佐 戸川　哲宏
	関東運輸局長	又　野　己　知	代理　茨城運輸支局長 高橋　芳則
	関東地方整備局長	越　智　繁　雄	代理　常陸河川国道事務所副所長 辰野　剛志
	茨城県教育委員会教育長	小野寺　　俊	代理　文化課長 小沼　和美
	茨城県警察本部長	大　平　　修	代理　交通部交通規制課長 安田　浩

出席　16 名
欠席　 8 名
} 24 名

平成２６年度第１回茨城県都市計画審議会付議案件一覧表

諮問番号	題　　名	決定機関	計　画　内　容
1	笠間市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について （建築基準法第５１条）	特定行政庁 知事	笠間市箱田地内 廃棄物処理施設 破砕（がれき類） 処理能力：888t/日
	計１件		